

11 浴室等

【基本的な考え方】

浴室・シャワー室を設置する場合には、高齢者や障害者等が支障なく利用できるよう配慮する必要があります。また、転倒などの危険がある場所もあるため、安全性にも配慮する必要があります。

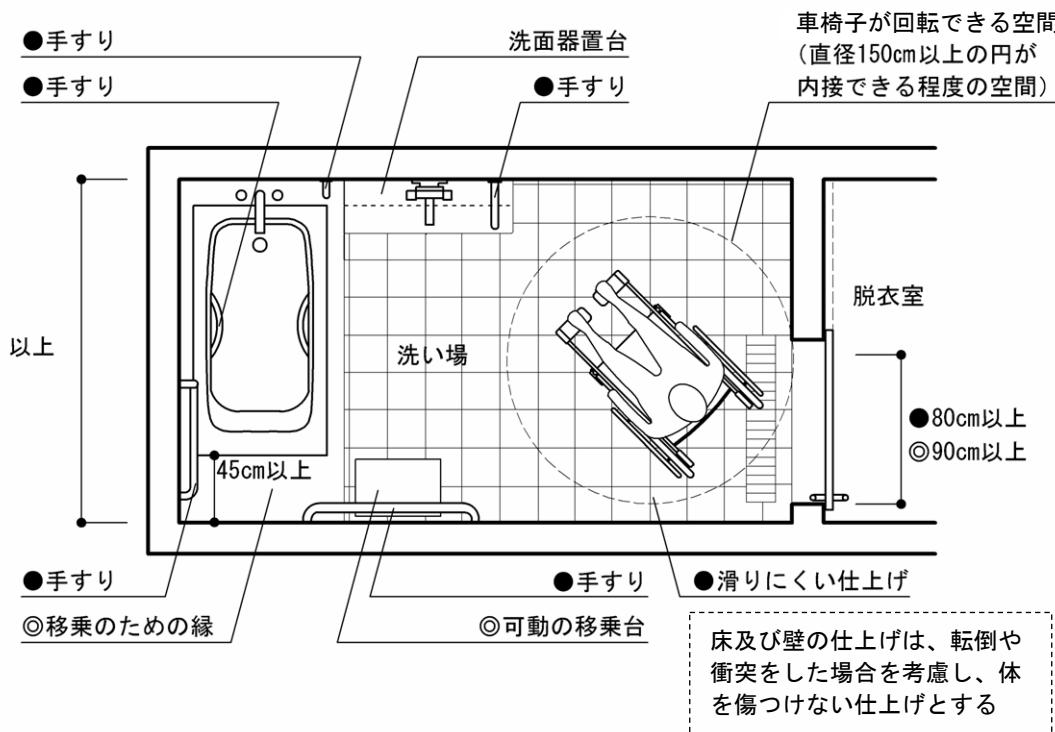
- ◇ 段差の解消、滑りにくい仕上げ、手すりの設置
高齢者等は、転倒しやすく、姿勢保持が困難な場合があるため、段差の解消や滑りにくい材料での仕上げ、手すりの設置などが必要です。
- ◇ 設備機器などへの配慮
高齢者等は、指先の細かい操作や、力を要する操作が困難な場合があるため、細かい操作を要さず、軽い力で容易に操作できる設備や機器などが望されます。
- ◇ 十分なスペースの確保
車椅子使用者は、狭い幅員の通路の通行や狭いスペースでの設備の利用が困難な場合があるため、浴室等利用のための十分なスペースの確保が望されます。
- ◇ 聴覚・視覚障害者への配慮
聴覚障害者は、音声による情報入手が困難な場合があるため、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けることが必要です。また、視覚障害者は、文字を読むことが困難な場合があるため、非常ボタンの点字、浮き彫り文字の併用等による表記などが望されます。

整備基準		規模 限定	備 考
特定施設整備基準（別表第3の第1の11）			
浴室	<p>(1) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用する浴室（寝室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下1において同じ。）を8の(1)のイの(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げるものとすること。</p> <p>ア 病院等 イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） ウ ホテル等 エ 公衆浴場</p>		図III-11-1 図III-11-2 P III-46参照
シャワー室	<p>(2) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者等が円滑に利用できるものとすること。</p> <p>ア 学校 イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） ウ 運動施設</p> <p>(3) (2)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 出入口の幅が80cm以上のシャワー用の区画を1以上設けるものであること。 イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅が、80cm以上とするものであること。 ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。 オ シャワー用の区画に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40cmから45cmまでであること。</p>		図III-11-3 図III-11-3 図III-11-4 図III-11-3 図III-11-3

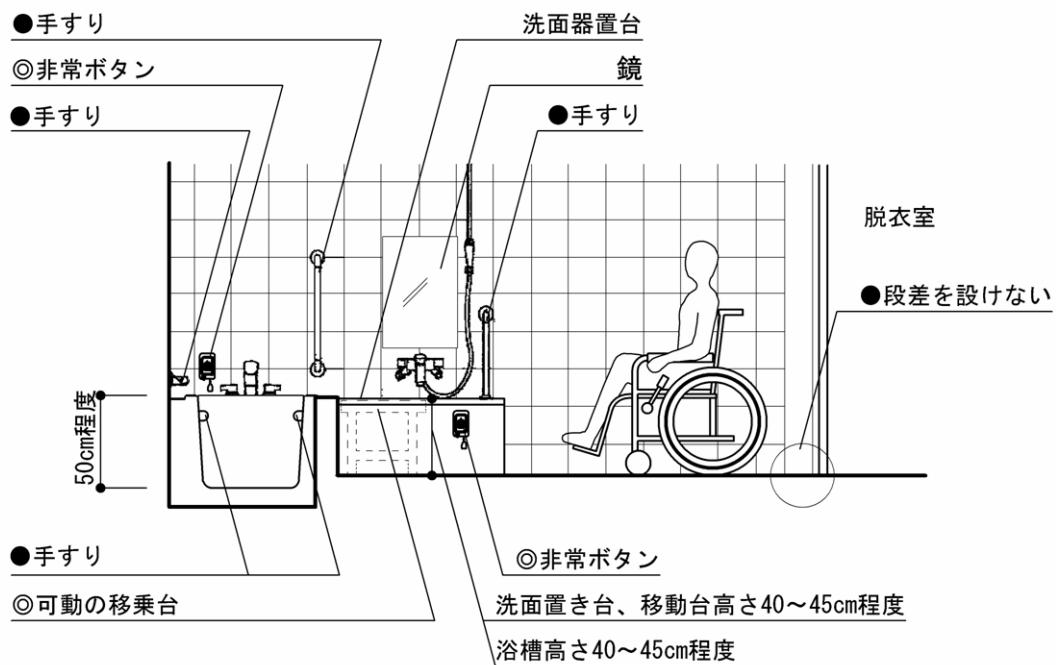
推奨事項		備 考
施設整備		
浴室	高齢者等が利用する浴室を設ける場合には、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとすること。	
	・車椅子で浴槽に接近できるスペースを設けるものであること。	

III 公益的施設等の整備と管理運営

	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口から浴槽までの床面に段差を設けないものであること。 ・浴槽の縁の1箇所に、次に掲げる車椅子から移乗できる縁を設けるものであること。 ア 縁の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度であること。 イ 幅は、45cm以上であること。 ・手すりを連続させて設けるものであること。 ・浴槽のまわりに、三方向から介助できるスペースを設けるものであること。 ・扉等にガラスを使用する場合には、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスとするものであること。 ・洗い場及び浴槽で転倒した場合を考慮した位置に、非常ボタンを設けるものであること。 ・非常ボタンは、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法の併用等により、視覚障害者が容易に操作できるものであること。 ・水栓器具は、次に掲げるものであること。 ア 温水の温度を容易に変えることができるものであること。 イ 点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法の併用等により、視覚障害者が容易に操作できるものであること。 ・浴室の配置は浴室の出入口や洗い場、浴槽を結ぶ経路を短くなるよう配置し、可能な範囲で壁等に適切に手摺を設けるなど、高齢者等の転倒防止に配慮したものとすること。 	図III-11-2
シャワー室	<p>高齢者等が利用するシャワー室を設ける場合には、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口から水洗器具まで連続した手すりを設けるものであること。 ・出入口からシャワー用の区画及び更衣用の区画までの床面に段差を設けないものであること。 ・シャワー用の区画及び更衣用の区画は、使用中であることが外部から視認できるものであること。 ・扉等にガラスを使用する場合には、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスとするものであること。 ・転倒した場合にも利用することができる位置に、非常ボタンを設けるものであること。 ・非常ボタンは、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法の併用等により、視覚障害者が容易に操作できるものであること。 ・水栓器具は、次に掲げるものであること。 ア 温水の温度を容易に変えることができるものであること。 イ 点字、文字等の浮き彫り、音声による案内その他これに類する方法の併用等により視覚障害者が容易に操作できるものであること。 	図III-11-3
脱衣所	<p>高齢者等が利用する脱衣所を設ける場合には、次に掲げるものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛け台、脱衣ベンチを設けるものであること。 ・水栓器具は、点字、浮き彫り文字等、音声による案内その他これに類する方法の併用等により、視覚障害者が容易に操作できるものであること。 ・シャワー用の車椅子を利用する場合は、車椅子2台分のスペースを確保すること。 	図III-11-4
管理運営		
浴室 (移乗台の設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽に出入りするための可動式の移乗台を設けるものであること。 	図III-11-2
シャワー室 (シャワー用車椅子の用意)	<ul style="list-style-type: none"> ・シャワー用の車椅子を用意すること。用意できない場合は、車椅子が濡れないようにシャワー室の外に車椅子をおくるスペースを確保すること。 	

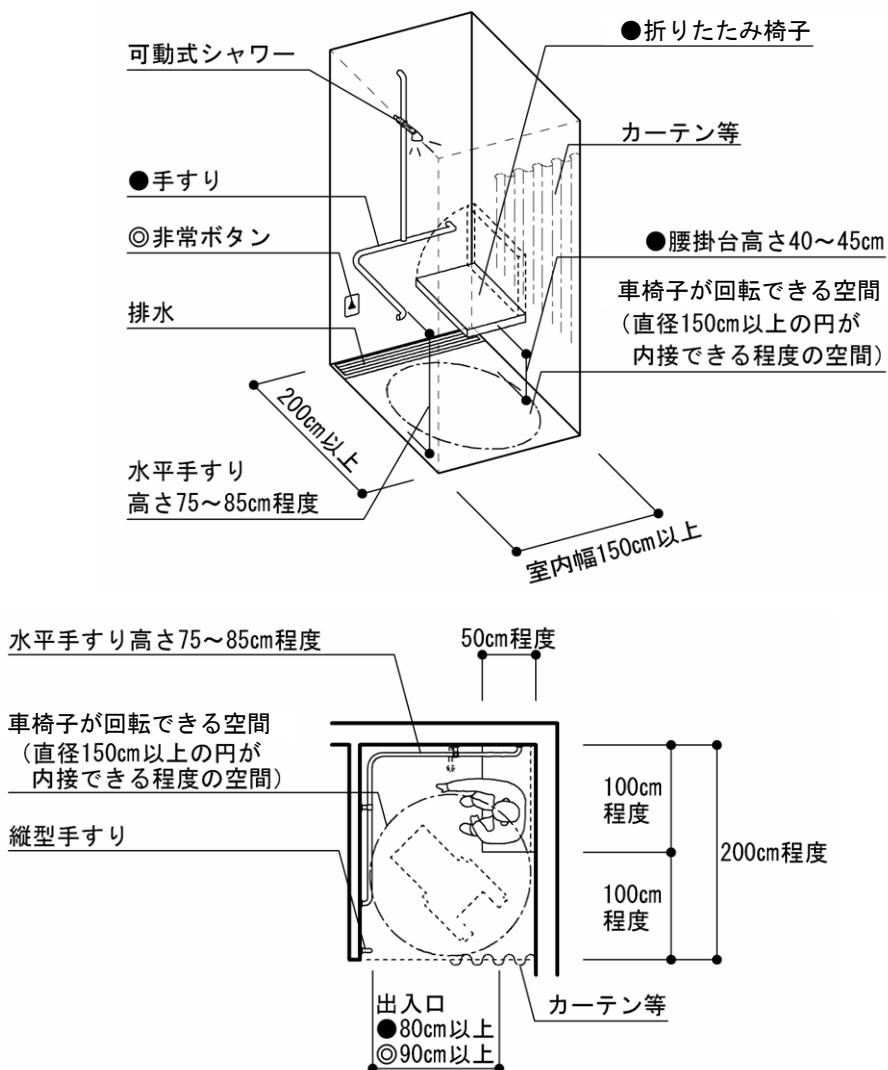


図III-11-1 小規模な浴室の例（平面図）

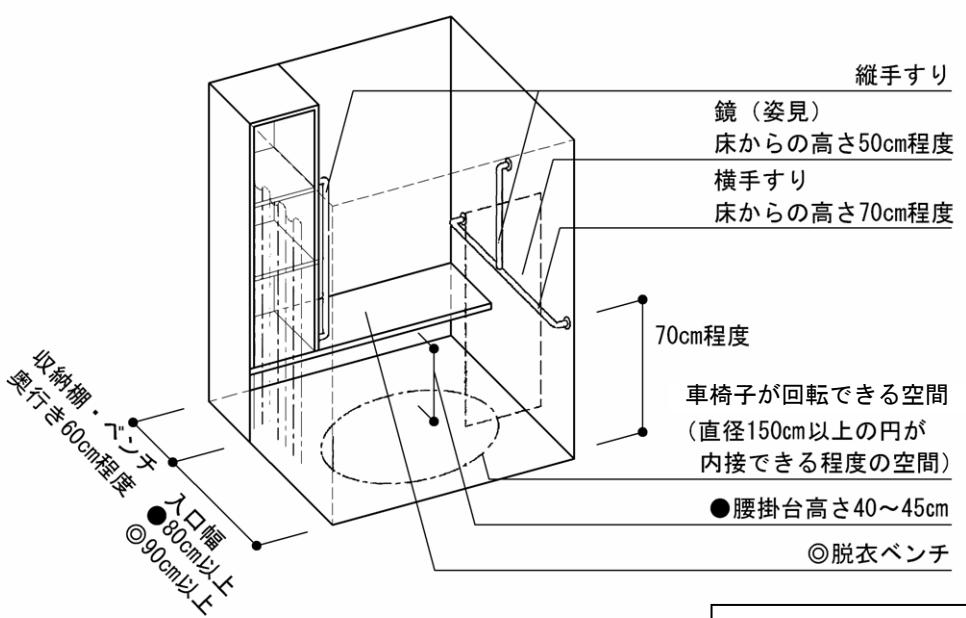


図III-11-2 小規模な浴室の例（断面図）

- ：整備基準に該当する事項
- ◎：推奨事項



図III-11-3 車椅子使用者用シャワー室の例



図III-11-4 脱衣所の例

● : 整備基準に該当する事項
◎ : 推奨事項